

産業機械専用出品票 アライオートオークション出品票

【出品店控用】

1 月 日 第 回AA 出品 No.

メーカー 2	製造年月 6 年 月	稼働時間 8 hrs	シフト 12	登録番号 15	総合評価点			
機名 3	燃料 ガソリン/LPG併用 7	排気量 9 CC	重量 10 Kg	製造番号 16				
型式 4	軽油 バッテリー(充電器) 有無 5	寸法 長さ 11 cm 幅 cm 高さ cm	PS 有 13 無	最大荷重 17 Kg	最大揚高 mm	定格出力 kw	定格電圧 V	吊りトン数 t
建機工・(統一)譲渡書類 有 5 無	L P G		冷房 有 14 無	マスト全高 mm	馬力 PS	定格電流 A	相数 相	段数 段

※有・無の記載がない場合は「無し」と判断致します

1. 出品に関する基本規定

- 機械・物品を出品する際には、綿密に品質を確認するとともに、仕様、瑕疵の程度等を誠実に申告すること。
 - 出品する全ての機械・物品について、製造番号あるいは車体番号が打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できること(製造時から番号の無いものは除く)。
※製造番号とは、各出品機械・物品の製造番号のこと。
※エンジン等の部品番号は製造番号とはしない。
 - 機械・物品(パーツ)の製造番号または車体番号は、正規な番号のものであり、改ざん等がないこと。
 - 出品前に盗難品、犯罪関係品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他法的問題の対象となっていないことを確認していること。
 - 出品する機械・物品については、出品者(出品店)が完全な所有権を有していること。
- ※出品可能物品、出品規定等、会場ごとに規定がことなる場合がありますので、事前に当社ホームページ内、各会場の出品規定をご確認ください。

2. 成約後の提出書類

- 下記提出書類は、産業機械(農業機械・フォークリフト・建設系機械・車両系機械)の全ての物品に提出義務を課します。
- 譲渡書(出品者名義のもの)(販売証明書も可)
 - アライAAで定める「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」
- ※「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」は、当社ホームページ「情報・申請書ダウンロード」→「各種ダウンロード」から印刷出来ます。

産業機械専用出品票

- ※ 本出品票は産業機械専用の出品票となります。
- ※ 乗用車、バス・トラック形状、建設機械、バイク(ギア車/スクーター)については専用の出品票を別途ご用意しています。
- ※ 詳細に関しましては、「アライオートオークション会員規約」及び、「出品票記載方法」をご確認ください。

出品店の皆様へお願い

ボールペンで強く「赤枠線内のみ」にご記入下さい。

- 買手の立場に立ち、自ら公正な検査を行い、その結果を大きな文字で正確かつ分かりやすい表現で記入して下さい。
- 注意事項・不具合箇所欄には修復・不具合箇所・欠品等を明記して下さい。明記されていない場合は、クレームの対象となります。
- 燃料は十分に補給し、バッテリー等支障のない整備で出品下さい。
- トラブル発生時は、規約に従い裁定されます。
- 保証書、リモコンスイッチ等は後日送付して下さい。
- 不安定なものは、パレットや台等に載せ固定して下さい。
- 作動油等漏れる恐れがある場合は、抜いた状態にて出品下さい。
- 出品の際には、各機能が正常に動作することを確認のうえ、ご出品下さい。

千	百	十	万	千	
スタート価格¥	20				,000
希望価格¥	21				,000
AA在庫価格¥	22				,000

●注意事項・不具合箇所

18

●セールスポイント

19

※注意

- オークション出品申込書は「品質保証書」に準じますので、記入漏れがあったり、マイナスポイントを隠したり、故意に曖昧な書き方をすることは、市場の信頼性を低下させる行為となります。そうした事実が判明した場合は、出品店に責任が課せられますので充分ご注意ください。

※「希望価格¥」について

- 価格調整は調整室で出品店が自らコンダクターに申し出て行うこととし、申し出の無い場合には、コンダクター権限により希望価格より3万円下にて売切り処理を行います。

※「AA在庫価格¥」について

- AA在庫とは、当該開催に出品した結果、流札した車両を次開催までの間、AI-NET上で共有在庫としてワンプライスで販売するサービスです。AA在庫出品中は、搬出することが出来ません。
- AA在庫は業者向けサービスです。従いまして、「AA在庫価格¥」業販価格(税別価格・ワンプライス価格)をご記入下さい。
- 2013年1月より、本出品票の、「AA在庫価格¥」欄に価格を記入して頂いた場合、流札時自動的にご記入頂いた価格でAA在庫に出品させて頂きます。(価格変更は掲載後可能です)また、AA在庫の掲載取消を行う場合は、AA在庫流札可能期間前に掲載を取り消して下さい。(流札可能期間:当該車両現車オークションセリ翌日より)
- AA在庫は出品料無料です。(成約後はAA在庫規程の成約料がかかります)

希望 コーナー	23
会員No	出品店名
	24

1 日付・開催回数
・出品する開催日と開催回数を記入して下さい。
2 メーカー
・出品物品の製造メーカー名を記入して下さい。
3 機名
・機名(例フォークリフト、クレーン等)を記入して下さい。
4 型式
・型式(例 URA344・ZR304等)を記入して下さい。
5 建機工・(統一)譲渡書類
建機工(日本建設機械工業会)発行の譲渡証明書を書類として提出する場合のみ、該当枠右にある“有”を○印で囲んで下さい。 ※有・無のどちらにも記載が無い場合は、“無”と判断を致します。
6 製造年月
・出品物品の製造年月を記入して下さい。
7 燃料
・出品物品に使用する燃料について該当する項目を○印で囲んで下さい。 ※バッテリーを動力とする出品物品については“バッテリー”を○印で囲むとともに、バッテリーを充電するための機械[充電器を含む装備一式が揃っている場合に「有」を○印で囲み、充電器を含む装備が一つでも欠品している場合には「無」を○印で囲む]の有無についても申告をお願い致します。
8 稼働時間
・搬入時における稼働時間を記入して下さい。 (※アワーメーターの作動を確認の上、記入して下さい)
9 排気量
・出品物品に排気量がある場合は、その機械の排気量を記入して下さい。
10 重量
・出品物品の重量を記入して下さい。

11 寸法
・出品物品の「長さ」・「幅」・「高さ」を記入して下さい。
12 シフト
・出品物品にシフトがある場合、シフトの位置および段数を記入して下さい。 (例 MT・F5・FAT・CAT・DAT等)
13 PS(パワステ)
・PSの有無について該当する項目を○印で囲んで下さい。
14 冷房
・冷房の有無について該当する項目を○印で囲んで下さい。
15 登録番号
・車検証を確認し、機械に車検証と同じナンバープレートが取り付けられていることを確認してから記入して下さい。 ※役所ナンバー付きの出品は受付できません。 所定の手続きにてナンバーを返納し、登録を抹消して出品して下さい。
16 製造番号・車体番号
・原則、出品物品の製造番号、車体番号をコーションプレートで確認の上、記入して下さい。コーションプレートが無い場合は、打刻の番号を記入して下さい。但し、コーションプレート、或いは打刻に改ざんの疑いがある場合は、出品取消になります。
17 最大荷重・最大揚高・定格出力・定格電圧・吊りトン数 マスト全高・馬力・定格電流・相数・段数
・出品物品の性能、諸元について該当する項目に記入して下さい。
18 注意事項・不具合箇所
・出品物品について、正常でない(不具合や異常等を有する)と判断される部分、また出品物に欠品等を有する場合、その内容を正確に申告記入して下さい。 ※記入が無い場合、クレームの対象となります。
19 セールスポイント
・記入時は正常に機能、作動することを確認した上で記入して下さい。 ・装備品に付属する部品等が必要な場合、付属部品が有ることを確認して下さい。※クレームになる場合があります。

20 スタート価格
・スタート価格は出品車リストに記載される為、事前に記入して下さい。
21 希望価格
・希望価格はコンダクター権限(調整幅) ¥30,000を含んだ金額を事前に記入して下さい。
22 AA在庫価格
・AA在庫価格は、業販価格(ワンプライス価格)を記入して下さい。
23 希望コーナー
・ご希望のコーナーがございましたら、こちらに記入して下さい。 但し、優先配車されるコーナーがある場合は会場判断とさせていただきますのでご了承下さい。
24 会員No. ・ 出品店名
・出品店不明、同一社名トラブル等回避の為、会員番号と出品店名は必ず記載して下さい。

1.産業機械の出品に関する基本規定
(1)機械・物品を出品する際には、綿密に品質を確認するとともに、仕様、瑕疵の程度等を誠実に申告すること。
(2)出品する全ての機械・物品について、製造番号あるいは車体番号が打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できること(製造時から番号の無いものは除く)。 ※製造番号とは、各出品機械・物品の製造番号のこと。 ※エンジン等の部品番号は製造番号とはしない。
(3)機械・物品(パーツ)の製造番号または車体番号は、正規な番号のものであり、改ざん等がないこと。
(4)出品前に盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他法的問題の対象となっていないことを確認していること。
(5)出品する機械・物品については、出品者(出品店)が完全な所有権を有していること。
※出品可能物品、出品規定等、会場ごとに規定が異なる場合がありますので事前に当社ホームページ内、各会場の出品規定をご確認ください。
2.成約後の提出書類
下記提出書類は、産業機械(農業機械・フォークリフト・建設系機械・車両系機械)の全ての物品に提出義務を課します。
(1)譲渡書(出品者名義のもの)(販売証明書も可)
(2)アライAAで定める「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」
※「盗難履歴等の出品事前確認義務における誓約書」は、当社ホームページ「情報・申請書ダウンロード」→「各種ダウンロード」から印刷出来ます。